

ID: 1603

担当部署: 福祉課

処分の概要	地域相談支援給付決定の変更		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の9第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第51条の9の規定による。 (地域相談支援給付決定の変更) 第51条の9 地域相談支援給付決定障害者は、現に受けている地域相談支援給付決定に係る地域相談支援の種類、地域相談支援給付量その他の主務省令で定める事項を変更する必要があるときは、主務省令で定めるところにより、市町村に対し、当該地域相談支援給付決定の変更の申請をすることができる。 2 市町村は、前項の申請又は職権により、第51条の7第1項の主務省令で定める事項を勘案し、地域相談支援給付決定障害者につき、必要があると認めるときは、地域相談支援給付決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援受給者証の提出を求めるものとする。 3 第19条(第1項を除く。)、第20条(第1項を除く。)及び第51条の7(第1項を除く。)の規定は、前項の地域相談支援給付決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 4 市町村は、第2項の地域相談支援給付決定の変更の決定を行った場合には、地域相談支援受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	令和5年10月1日